

電気自動車の広告を募集しています

函館市環境部では、地球温暖化対策のシンボルとして電気自動車を導入しており、事業者等の皆様に広告媒体として利用していただいております。

日常業務で市内各所を年間約5千km走行しており、走行中に市民の目にふれる機会も多いため、広告の効果が期待できます。

令和7年9月からは1枠あたりの広告サイズが大きくなり、より見やすい広告となります。

環境部の電気自動車は、ごみ焼却発電を利用して充電※しています。

※設備の点検や改修などを行う期間は、ごみ焼却発電を利用して充電できない場合があります。

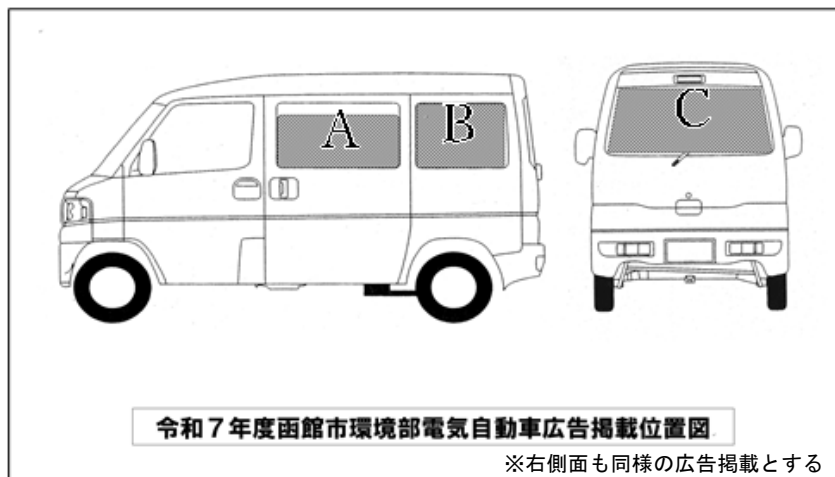
◆広告の位置・規格・掲載料・募集枠数・掲載期間

規 格	規格 1 約 39 cm × 約 81 cm	規格 2 約 45.5 cm × 約 63.5 cm	規格 3 約 54 cm × 約 110 cm
掲 載 料	24,000 円	24,000 円	48,000 円
掲載費用	12,000 円程度	10,000 円程度	15,000 円程度
募集枠数	2 枠	2 枠	1 枠
掲載位置	下図のとおり		
掲載期間	令和7年（2025年）9月～令和8年（2026年）8月（1年間）		

※広告の位置は指定できません。

※広告掲載料には、消費税および地方消費税を含みます。

※広告の作成および電気自動車への掲載・撤去作業にかかる費用は広告主の負担となります。



- A 規格 1
リアドアガラス全面
- B 規格 2
リアクォーターガラス全面
- C 規格 3
バックドアガラス全面

◆募集期間

6月26日（木）から7月15日（火）まで ※郵送の場合は、7月15日（火）の消印を有効とします。

◆お申込み方法

函館市環境部電気自動車広告掲載申込書に必要事項を記入の上、「広告見本」を添えて環境部環境政策課へ持参または郵送してください。

裏面にも、注意事項等記載しておりますので、ご確認ください。

◆函館市環境部電気自動車広告掲載申込書の配布場所

○市役所本庁舎 1 階 i スペース、環境部庁舎

○函館市環境部ホームページからもダウンロードできます

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014062000197/>

※「函館市広告掲載要綱」、「函館市広告掲載基準」および「函館市環境部電気自動車広告掲載取扱要領」をご覧のうえ、お申し込みください。

※広告掲載は 2 枠を上限に申し込みができます。

※広告掲載申込数が各規格の募集枠数を超えたときは、抽選により広告掲載を決定します。

◆掲載できないもの

○法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの

○公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの

○政治性のあるもの

○選挙に関するもの

○宗教性のあるもの

○意見広告

○個人または法人の名刺広告

○景観および風致を害するおそれがあるもの

○公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

○市税を滞納しているものに係る広告

○その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると判断されるもの

◆広告掲載可否の通知

広告掲載可否の審査終了後、広告掲載（非掲載）決定通知書により、掲載の可否を通知します。

＜お申込み・問合せ＞

函館市環境部 環境政策課 新エネルギー担当

住 所 函館市大森町 2 1 - 1 2

TEL 0138-85-8197 FAX 0138-85-8198

Eメール kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市環境部の電気自動車を広告塔として活用しませんか？

函館市環境部の電気自動車は

ごみ焼却発電 + 電気自動車 = 環境にやさしい！！